

第 37 号議案

中間市ふるさと水と土保全基金条例を廃止する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月1日提出

中間市長 福田 浩

中間市ふるさと水と土保全基金条例を廃止する条例

中間市ふるさと水と土保全基金条例（平成6年中間市条例第8号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。